

## 平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱

(平成29年3月30日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、本市への移住又は定住を促進し、域内居住人口の維持及び拡大を図ることによって地域の活性化を実現するため、本市内に住宅を取得し、かつ、当該住宅に継続して居住する意思を有する者に対し、平成29年度予算の範囲内において三沢市住宅取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 助成金の交付を受けようとする者が、自らの居住の用に供するために取得した本市に所在する家屋をいう。
- (2) 新築住宅 完成の日（建築確認検査済証の発行年月日をいう。）から1年を経過していない住宅をいう。
- (3) 土地 住宅の敷地として利用する一団の土地をいう。
- (4) 基準日 平成29年4月1日をいう。
- (5) 契約日 住宅又は住宅の取得に伴う土地の取得に関する工事請負契約又は売買契約を締結した日をいう。
- (6) 居住開始の日 住宅の所在地を自らの住所地とする旨を住民基本台帳に記録したときの異動年月日をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 自らの費用負担により住宅又は土地を取得し、若しくは取得するための契約を締結していること。
- (2) 住宅又は土地の取得に係る契約日が基準日以降であること。
- (3) 平成30年2月28日までに居住開始が見込まれること。
- (4) 居住開始の日から継続して5年以上の居住が見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 住宅又は土地の取得に係る契約の相手方が3親等以内の親族である者
- (2) 国、県、市等から受けた移転補償、損害賠償等により住宅又は土地を取得する者
- (3) 納期の到来した市税その他本市に納付すべき公共料金（以下「市税等」という。）を滞納している者
- (4) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者  
（助成対象住宅）

第4条 助成金の交付対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 生活するために必要な台所、浴室及びトイレを有する一戸建ての家屋(店舗併用住宅等の場合は、居住の用に供する床面積の割合が半分以上のもの)であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令の規定に基づく指導、勧告等に従った措置が講じられていること。

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。ただし、他の補助制度等の適用がある場合は、当該補助制度等により交付される金額を差し引いた後の金額を助成対象経費とする。

- (1) 新築住宅の取得費用
- (2) 新築住宅以外の住宅の取得費用
- (3) 住宅取得に伴う土地の取得費用

（助成割合及び助成金の額）

第6条 前条に規定する助成対象経費に対する助成割合及び助成金の額は、別表第1に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

- (1) 基準日以降に市外から転入した者(基準日前6月以内に本市から転出し、平成30年2月28日までに再び本市に転入した者を除く。) 50万円
  - (2) 基準日現在において年齢が40歳未満の者 50万円
  - (3) 前2号のいずれにも該当する者 100万円
- 2 前項の助成金の交付を受けることができる回数は、同一の助成対象者又は助成対象住宅に対して1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、契約日から60日を経過する日までに平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 市税等の納付状況確認同意書(様式第3号)
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書及び契約金額の内訳が分かる書類の写し
- (5) 住宅の位置図、平面図及び立面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査するとともに、速やかに助成金の交付の可否を決定し、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、平成29年度三沢市住宅取得支援事業内容変更(取下げ)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定を受けた内容に変更が生じたとき。
- (2) 交付申請を取り下げるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審

査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定し、平成29年度三沢市住宅取得支援事業内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請を行った交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 平成30年2月28日までに居住を開始しないとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、助成対象住宅に居住を開始したときは、居住開始の日から30日を経過した日又は平成30年2月28日のいずれか早い日までに平成29年度三沢市住宅取得支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、天災その他交付決定者の責によらない事由により提出することが困難となった場合については、この限りでない。

- (1) 助成対象住宅に居住する者全員の住民票の写し
- (2) 検査済証の写し（新築住宅を取得した場合に限る。）
- (3) 建物（助成対象住宅）の登記簿謄本の写し
- (4) 土地の登記簿謄本の写し（土地を取得した場合に限る。）
- (5) 取得費用（契約金等）の支払を証する書類の写し
- (6) 他の補助制度等による補助金等がある場合は、その受領金額が分かる書類の写し
- (7) 助成対象住宅の写真（正面・背面・左側面・右側面の4方向から撮影したもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 交付決定者は、助成金を請求しようとするときは、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金請求書(様式第10号)に前条に規定する確定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金返還命令書(様式第11号)により、当該各号に定める金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定者が第3条又は第4条に規定する要件を欠くことが判明したとき 全額
- (2) 交付決定者が第9条の規定により交付申請を取り下げたとき 全額
- (3) 市長が第10条の規定により交付決定を取り消したとき 全額
- (4) 交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき 全額
- (5) 交付決定者が助成対象住宅を居住開始の日後5年を経過しないうちに他者に貸与し、売却し、又は譲渡したとき 別表第2に定める額
- (6) 助成対象住宅に居住する者全員が居住開始の日後5年を経過しないうちに転居し、又は転出したことにより、当該住宅に居住する者が存在しなくなったとき 別表第2に定める額
- (7) 交付決定者が第9条の規定により交付決定を受けた内容を変更した結果、交付すべき助成金の額が減少したとき 交付決定額の範囲内の額
- (8) 市長が助成金の返還が相当であると認めたとき 交付決定額の範囲内の額

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、返還命令書を受け取っ

た日から30日を経過する日までに返還すべき金額を市長に返還しなければならない。

(報告及び現地調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることができる。

(居住状況の確認)

第16条 市長は、助成対象住宅に居住する者全員の同意を得て、担当職員に住民基本台帳の閲覧による住所地の異動状況の確認をさせることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

助成対象経費	助成割合及び助成金の額
(1) 新築住宅の 取得費用	助成対象経費に100分の5を乗じて得た額又は50万円（本市に本社・本店を有する法人又は住所を有する個人事業者が施工する場合は100万円）のいずれか低い額以内の額
(2) 新築住宅以外の住宅の 取得費用	助成対象経費に100分の10を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内の額
(3) 住宅取得のための土地の 取得費用	助成対象経費に100分の10を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以内の額

備考 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第14条関係）

居住開始の日後の経過期間	返還すべき助成金の額
1年未満	助成金の額に10分の10を乗じて得た額
1年以上2年未満	助成金の額に10分の8を乗じて得た額
2年以上3年未満	助成金の額に10分の6を乗じて得た額
3年以上4年未満	助成金の額に10分の4を乗じて得た額
4年以上5年未満	助成金の額に10分の2を乗じて得た額

備考 返還すべき助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 円
- 2 事業内容 別紙のとおり
- 3 対象経費内訳書 別紙のとおり
- 4 添付書類 次表のとおり (確認欄)

(1) 誓約書（様式第2号）	
(2) 申請者の住民票の写し	
(3) 市税等の納付状況確認同意書（様式第3号）	
(4) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し	
(5) 住宅の位置図、平面図及び立面図	
(6) その他市長が必要と認める書類	

様式第1号（別紙）事業内容

申請物件	邸 <input type="checkbox"/> 新築住宅の建築 <input type="checkbox"/> 新築住宅の購入 <input type="checkbox"/> 新築住宅以外の <input type="checkbox"/> 住宅取得に伴う 住宅の購入 土地の購入			
所在地	三沢市	<input type="checkbox"/> 地番 <input type="checkbox"/> 住居表示		
工程等	契約日	年	月 日	
	工事着工予定日	年	月 日	
	工事完了予定日	年	月 日	
	実績報告予定日	年	月 日	
住宅の概要	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
	構造・階数	造	階建	
	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>	
	併用住宅の場合の確認事項	業種・商号		
		事業用部分面積	m <sup>2</sup>	
施工業者名等	住所・名称 代表者名 電話番号			
助成金交付申請額の算定	<b>【住宅分】</b> 対象経費 <input type="text"/> (A-E) 円 × 助成割合 <input type="text"/> 5%・10% = 助成金額 <input type="text"/> 円 A' 1,000円未満端数切捨て			
	<b>【土地分】</b> 対象経費 <input type="text"/> 円 × 助成割合 <input type="text"/> 10% = 助成金額 <input type="text"/> 円 B 1,000円未満端数切捨て			
	<b>【助成加算】</b> 基準日以降に市外から転入した者 <input type="text"/> 円 C （該当する場合は50万円を加算） 基準日現在において年齢が40歳未満の者 <input type="text"/> 円 D （該当する場合は50万円を加算）			
	<b>【他の補助制度等による補助金等の合計額】</b> <input type="text"/> 円 E			
	助成金交付申請額（合計） $A' + B + C + D =$ <input type="text"/> 円 1,000円未満端数切捨て			
入居予定者氏名（続柄）	(本人)	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）三沢市長

私は、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱第3条の規定により、助成金の交付対象となる住宅に継続して5年以上居住することを誓約します。

また、同要綱第14条の規定に該当し、市長に助成金の返還を命じられた場合は、助成金の全部又は一部を返還することについて異議はありません。

なお、当該住宅に居住する者には、三沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者はありません。

申請者 住所

氏名

印

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

市税等の納付状況確認同意書

（あて先）三沢市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

私は、平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金の交付を申請するにあたり、下記の市税等について、三沢市の担当職員が納付状況を確認することに同意します。

記

【市税等の種類】

- (1) 市税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税）
- (2) 国民健康保険税
- (3) 介護保険料
- (4) 後期高齢者医療保険料
- (5) 保育料
- (6) 市営住宅使用料
- (7) 水道料金
- (8) 下水道使用料
- (9) 学校給食費
- (10) その他(1)から(9)以外の市に納付すべき債務

様式第4号（第8条関係）

三沢市指令第 号

年 月 日

殿

三沢市長

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった標記助成金の交付申請について、下記のとおり交付決定したので、同助成金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

交付決定額 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

交付決定者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

平成29年度三沢市住宅取得支援事業内容変更（取下げ）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった標記事業に係る助成金に係る申請内容を変更（取下げ）したいので、同助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（取下げ）の理由

2 変更（取下げ）の内容

変更前	変更後

3 添付書類

変更内容を確認できる書類

様式第6号（第9条関係）

三 発第 号  
年 月 日

殿

三沢市長

平成29年度三沢市住宅取得支援事業内容変更（取下げ）  
承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業に係る助成金の変更（取下げ）について、申請内容のとおり承認することとしたので、同助成金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

様式第7号（第10条関係）

三 発第 号  
年 月 日

殿

三沢市長

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した標記助成金について、同助成金交付要綱第10条第1項に規定する取消しの事由に該当することから、当該交付決定を取消し、同条第2項の規定により通知します。

記

**【取消しの理由】**

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱  
第10条第1項第 号該当

--



様式第8号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

交付決定者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

平成29年度三沢市住宅取得支援事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった標記事業に係る助成金について、同助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類 次表のとおり (確認欄)

(1) 助成対象住宅に居住する者全員の住民票の写し	
(2) 検査済証の写し	
(3) 建物（助成対象住宅）の登記簿謄本の写し	
(4) 土地の登記簿謄本の写し（土地を取得した場合に限る。）	
(5) 取得費用（契約金等）の支払を証する書類の写し	
(6) 他の補助制度等による受領金額が分かる書類の写し	
(7) 助成対象住宅の写真（正面・背面、左・右側面の4方向から）	
(8) その他市長が必要と認める書類	

様式第9号（第12条関係）

三 発第 号  
年 月 日

殿

三沢市長

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった標記助成金の実績報告書について  
審査した結果、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、同助成金交付要  
綱第12条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

交付決定者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった標記助成金について、同助成金  
交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の確定額 円

2 振込先

金 融 機 関	金融機関名		銀行 金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
	口座番号				
	口座名義人	フリガナ 氏 名			

※該当する部分に○又は☑を記入してください。

3 添付書類 確定通知書の写し

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

三沢市指令第 号

年 月 日

殿

三沢市長

平成 2 9 年度三沢市住宅取得支援事業助成金返還命令書

年 月 日付けで交付決定を行った標記助成金について、同助成金  
交付要綱第 1 4 条に規定する返還の事由に該当することから、すでに交付済み  
の助成金の全部又は一部について、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還すべき助成金の額 円

2 返還の理由

平成 2 9 年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱

第 1 4 条第 1 項第 号該当

--